

## 全額必要経費になる国民金融公庫からの借入金利息

Q: 私は、このたび、自己資金と国民金融公庫からの借入金により店舗兼用住宅を購入しました。

ところで、所得税の計算上、借入金の利息は全額必要経費に算入してもよいでしょうか。

A: 国民金融公庫からの事業資金融資の利息であれば、全額必要経費算入が認められるようです。

### 【解説】

店舗兼用住宅を借入金により購入した場合、必要経費に算入できるのは、借入金利息を建築費割合等により按分した金額のうち、店舗部分に対応する金額のみです。

しかし、国民金融公庫から融資を受けた事業資金に係る利息については、その全額を必要経費に算入できるようです。

これは、国民金融公庫から融資を受ける事業資金は、店舗部分に係る建築見積額が上限とされているうえ、仮にその借入金を事業用資産の取得以外に充てた場合には借入金の返還が求められることとなりますので、建築費割合等に基づき按分後の金額のみを必要経費に算入した場合、店舗部分の取得に充てるために事業資金の融資を受けたにもかかわらず、これに係る利息の一部が必要経費に算入されず、公庫の融資目的と矛盾が生じます。

このような点から、課税当局では、国民金融公庫から融資を受けた事業資金に係る利息については、その全額を必要経費に算入するとの考え方を確認しています。

